

別添5

地域の生産体制強化事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和2年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和2年1月17日付け元農畜機第6117号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第2の1及び2の事業に係る公募団体（以下「公募団体E」という。）、第2の3の事業に係る公募団体（以下「公募団体F」という。）、第2の4の事業に係る公募団体（以下「公募団体G」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 担い手確保推進対策

公募団体Eは、酪農経営の担い手確保を推進するため、全国を区域として次に掲げる取組を自ら実施し、又は第3の1の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会（都府県にあつては、都府県の区域を地区とするものに限る）、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が、その地域等を区域として、同取組を実施するのを支援するものとする。

- （1）担い手確保を推進するための企画検討会議の開催
- （2）新規就農希望者と経営離脱農家等のマッチング促進等のための情報発信
- （3）酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催
- （4）新規就農希望者等を対象とした研修施設の運営
 - ア 経営離脱農家等の施設を活用する場合に要する補改修に係る資材の購入
 - イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定
 - ウ 農業技術・経営ノウハウを習得する研修会の実施
 - エ 新規就農希望者等の就農を支援するための税務指導等
- （5）事業の円滑な推進を図るための指導等

2 新事業体創出支援対策

公募団体Eは、既存の酪農経営体の協業化による新事業体の創出を支援するため、全国を区域として次に掲げる取組を自ら実施し、又は生産者集団等が、その地域等を区域として同取組を実施するのを支援するものとする。

- （1）新事業体を創出するための企画検討会議の開催
- （2）新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査

- (3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施
- (4) 事業の円滑な推進を図るための指導等

3 後継牛バンク推進対策

公募団体Fは、生産者集団等が、計画に基づき地域で後継牛を持続的に生産する取組（後継牛バンク）を推進するために、その元本となる乳用種初妊牛を導入するのに要する経費について補助するものとする。

4 広域的な乳用牛預託推進対策

公募団体Gは、乳用後継牛預託推進協議会（酪農経営体及び当該酪農経営体から預託契約又は買戻を前提とした売買契約により乳用種の雌牛の飼養管理を請け負う者（以下「預託農家」という。）から構成される協議会をいう。以下同じ。）が、乳用後継牛預託推進計画に基づいて、後継牛となる乳用種の未経産牛（以下「乳用後継牛」という。）の広域預託を推進するために行う取組に対し奨励金を交付するものとする。

第3 事業の要件

1 事業の要件

(1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 生乳生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 第2の3の事業については、以下の要件を満たすものとする。

(1) 後継牛バンク

後継牛バンクは、生産者集団等が地域内で持続的に乳用牛を生産する内容の計画を策定し、その計画に基づき、酪農家へ乳用種初妊牛を提供するとともに酪農家から乳用種雌子牛の供出を受け、供出された乳用種雌子牛を乳用種初妊牛として育成する取組とする。

(2) 事業実施規程

生産者集団等は次に掲げる事項のすべてを内容とする事業実施規程を作成することとする。

ア 事業の目的及び内容

イ 乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家の要件及び義務

ウ 乳用種初妊牛の飼養管理期間

エ 乳用種雌子牛の供出の条件

オ その他必要な事項

(3) 乳用種初妊牛

導入する乳用種初妊牛は、次のすべての要件を満たすものとする。

- ア 導入時点で、28か月齢未満であること。
- イ 生産者集団等が所在する都道府県の区域外から導入すること。ただし、地域の後継牛の確保に当たり特に必要と当該都道府県の知事が認め、推薦する場合は、理事長の承認を受けて、生産者集団等が所在する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合（以下「総合農協」という。）が同法第28条第1項第3号により定款に記載する区域（2以上の総合農協の区域となっている場合は、該当するすべての総合農協の区域）以外の地域から導入することができるものとする。この場合、生産者集団等は、乳用種初妊牛を導入する前に、地域の後継牛の確保に当たり特に必要な理由を記載した承認申請書に都道府県知事の推薦があることを証する書類と導入計画を添付の上、公募団体Fを通じて理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- ウ 導入した乳用種初妊牛は酪農家に飼養管理させるものとし、当該乳用種初妊牛から生産される乳用種雌子牛のうちの1頭を生産者集団等に供出させるものとする。

(4) 乳用種雌子牛

(3)のウの乳用種雌子牛の供出期限は、乳用種初妊牛の導入日から起算して48か月以内とする。ただし、やむを得ない理由により、乳用種初妊牛から生産される乳用種雌子牛のうち1頭を供出できない場合は、当該乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家の所有する牛群から、乳用種雌子牛を供出するものとする。

(5) 飼養管理期間

酪農家が乳用種初妊牛を飼養管理する期間は、48か月以上とする。その間、乳用種初妊牛は生産者集団等が所有するものとする。

(6) 生産者集団等の責務

- ア 生産者集団等は導入した乳用種初妊牛の管理台帳を整備し、責任を持って管理すること。
- イ 酪農家が、乳用種初妊牛の飼養管理を継続することが不可能となった場合は、生産者集団等が、責任をもってこれに代わる酪農家を選定すること。この場合、(5)の飼養管理期間については、それぞれの酪農家における飼養管理期間の通算により算定すること。
- ウ 生産者集団等は、乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家から重大な事故等の報告を受けた場合には、速やかに公募団体Fにその旨を報告し、指示を受けること。

(7) 乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家の責務

乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家は、乳用種初妊牛の飼養管理について責任をもち、盗難、失踪、死亡その他重大な事故等にあった場合には、速やかに生産者集団等に報告すること。

3 第2の4の事業については、以下の要件を満たすものとする。

(1) 乳用後継牛預託推進協議会

乳用後継牛預託推進協議会は、3戸以上の酪農経営体及び預託農家が構成員となっている団体であって、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 酪農経営体及び預託農家が直接の主たる構成員であること。

イ 次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有すること。

(ア) 乳用後継牛預託推進協議会の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

(イ) 乳用後継牛預託推進協議会の運営に関する事項

(ウ) 乳用後継牛預託の推進に関する事項

(エ) その他乳用後継牛預託推進協議会の目的の達成に必要な事項

ウ 令和2年度に乳用後継牛預託推進協議会を構成する預託農家が同酪農経営体から預託を受ける乳用後継牛の頭数と返還する乳用後継牛の頭数の合計（以下「計画預託頭数」という。）が、過去3年間（平成28～30年度）に同預託農家が同酪農経営体から預託を受けた乳用牛の頭数と返還した乳用牛の頭数の合計の平均頭数（以下「実績預託頭数」という。）より5%以上増加すること。

ただし、年度の途中から事業に参加する乳用後継牛預託推進協議会においては、令和2年度の事業開始前に同預託農家が同酪農経営体から預託を受けた乳用牛の頭数と返還した乳用牛の頭数の合計と計画預託頭数の和を計画預託頭数と見なすものとする。

(2) 乳用後継牛

乳用後継牛は、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 令和2年度に預託農家に預託又は元の酪農経営体に返還されること。

イ 国並びに機構の他の事業及びメニューによる預託に係る補助金の交付を受けていないこと。

(3) 広域預託

広域預託は、都府県の区域（北海道は地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第2項により定めた支庁の所管区域）を超えて牛が移動するものとする。ただし、理事長が別に定める要件を満たす場合は、乳用後継牛預託推進協議会が公募団体Gを通じて理事長の承認を受けて広域預託とみなすことができる。

(4) 預託期間

預託期間は、最低7か月以上とし、(5)のアの預託契約書又は売買契約書に預託期間を明記すること。また、預託農家が再預託する場合（自らの

農場以外における放牧を含む。)には、預託農家は乳用後継牛預託推進協議会にあらかじめ届け出るものとする。

(5) 預託契約等

ア 契約の締結

乳用後継牛預託推進協議会は、酪農経営体が預託農家に乳用後継牛を預託又は買戻を前提とした売買をする場合は、酪農経営体及び預託農家に預託契約又は売買契約を締結させるものとする。

イ 乳用後継牛管理台帳の整備

乳用後継牛預託推進協議会は、預託された乳用後継牛の管理台帳を整備するものとする。

ウ 乳用後継牛預託推進協議会の責務

(ア) 預託農家が、預託された乳用後継牛の飼養管理を継続することが不可能となった場合は、乳用後継牛預託推進協議会が、責任をもってこれに代わる預託農家を選定すること。この場合、(4)の預託期間については、それぞれの預託農家における飼養期間の通算により算定すること。

(イ) 病気、事故等のやむを得ない理由により、酪農経営体が、預託した乳用後継牛の返還を受けることが不可能となった場合は、乳用後継牛預託推進協議会が責任をもってこれに代わる酪農家を選定すること。

(ウ) 乳用後継牛預託推進協議会は、預託農家から預託された乳用後継牛の重大な事故等の報告を受けた場合には、速やかに公募団体Gにその旨を報告し、指示を受けること。

エ 預託農家の責務

預託農家は、預託された乳用後継牛の飼養管理について責任をもち、盗難、失踪、死亡その他重大な事故等にあった場合には、速やかに乳用後継牛預託推進協議会に報告すること。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

(1) 公募団体Eは、第2の1及び2の事業の実施に当たり、生産者集団等に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(2) 公募団体Fは、第2の3の事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 計画の策定等

(1) 後継牛バンク推進計画

ア 第2の3の事業に参加しようとする生産者集団等は、地域内で持続的に乳用牛を生産する内容の後継牛バンク推進計画を策定し、それぞれの生産者集団等の所在地の都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

イ 第2の3の事業に参加しようとする生産者集団等は、アで策定又は変更した後継牛バンク推進計画を公募団体Fに提出するものとする。

(2) 乳用後継牛預託推進計画

ア 第2の4の事業に参加しようとする乳用後継牛預託推進協議会は、別紙に定めるところにより乳用後継牛預託推進計画を策定し、公募団体Gの承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

イ 公募団体Gは、アの計画又は変更を承認する場合には、あらかじめ理事長に協議するものとする。

3 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

4 後援名義

公募団体Eは、第2の1及び2の事業により酪農の魅力発信のための資料等を作成した場合及び就農セミナー等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 事業の推進指導

- 1 公募団体Eは、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、第2の1及び2の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 公募団体F及び公募団体Gは、第2の3及び4の事業について、農林水産省、機構及び都道府県の指導の下、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 第2の1及び2の事業に参加する生産者集団等は、公募団体Eの指導の下、関係機関及び関係団体等との連携に努めるとともに、第2の1及び2の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 4 第2の3の事業に参加する生産者集団等は、公募団体F及び都道府県の指導の下、関係機関及び関係団体等との連携に努めるとともに、第2の3の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 5 第2の4の事業に参加する乳用後継牛預託推進協議会は、公募団体G、農

林水産省、都道府県及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体等との連携に努めるとともに、第2の4の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

- 6 都道府県知事は、第2の3及び4の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底並びに生産者集団等及び乳用後継牛預託推進協議会に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 7 公募団体Fは、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第2の3の事業に参加しようとする酪農家へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。
- 8 公募団体F及び公募団体Gは、第2の3及び4の事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施期間中に1回以上、生産者集団等又は乳用後継牛預託推進協議会が、第2の3の事業に参加しようとする酪農家又は第2の4の事業に参加しようとする酪農経営体及び預託農家から点検シートを受け取るよう指導すること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、第2の3の事業に参加しようとする酪農家又は第2の4の事業に参加しようとする酪農経営体及び預託農家が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

- (1) 公募団体Eは、第2の1及び2の事業の実施に当たって、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。
- (2) 公募団体Fは、第2の3の事業の実施に当たって、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。
- (3) 公募団体Gは、第2の4の事業の実施に当たって、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金交付申請書を

理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 公募団体Eは、第2の1及び2の事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

- (2) 公募団体Fは、第2の3の事業について、生産者集団等から提出された事業の実績をそれぞれの生産者集団等の所在地の都道府県知事に提出するとともに、事業の実績を取りまとめ、この事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、自らの事業の実績とともに、別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績報告書を、理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

- (3) 公募団体Gは、第2の4の事業について、この事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

5 運営状況の報告

- (1) 第2の3の事業に参加した生産者集団等は、この事業により乳用種初妊

牛を導入した年度の翌年度から起算して4年間、公募団体Fに運営状況報告書を提出するものとする。

- (2) 公募団体Fは、(1)の運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）運営状況報告書を作成し、毎年度、6月30日までに理事長に報告するものとする。

第8 導入した乳用種初妊牛の取扱い

第2の3の事業に参加した生産者集団等は、乳用種初妊牛が処分制限期間（「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている期間をいう。以下同じ。）の末まで飼養できなくなった場合は、公募団体Fを通じて速やかに理事長に報告するものとする。その場合は「畜産業振興事業の実施について」に基づき当該乳用種初妊牛に係る補助金相当額を機構に返還するものとする。

第9 預託を行った乳用後継牛の取扱い

第2の4の事業に参加した乳用後継牛預託推進協議会は、奨励金の交付を受けた後、乳用後継牛が事業の要件を満たすに至らなかった場合は、交付を受けた奨励金のうち要件を満たすに至らなかった頭数分を、公募団体Gを通じて機構に返還しなければならない。ただし、災害、盗難、疾病等乳用後継牛預託推進協議会の責に帰さない事由により預託期間の要件を満たすに至らなかった場合であって、公的機関、獣医師等の証明があるときは、この限りではない。

第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、理事長に対して第7の1の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）事業補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績報告書を提出

するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならなかった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（公募団体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第11 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体及び生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 担い手確保推進対策	<p>公募団体Eが以下の取組を実施し、又は生産者集団等の実施を支援するのに要する経費</p> <p>(1) 担い手確保を推進するための企画検討会議の開催</p> <p>(2) マッチング促進等のための情報発信</p> <p>(3) 酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催</p> <p>(4) 研修施設の運営 ア 経営離脱農家の施設を活用する場合に要する補改修に係る資材の購入 イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定 ウ 新規就農希望者等に対する研修会の実施 エ 就農希望者等の就農を支援するための税務指導等</p> <p>(5) 事業の円滑な推進を図るための指</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額（ただし、1申請経営体当たり 500 千円以内）</p> <p>定額</p> <p>定額 （ただし、指導謝金は、8 千円/日以内）</p> <p>定額 （ただし、税理士等への委託費用は、1 / 2 以内）</p> <p>定額</p>

<p>2 新事業 体創出支 援対策</p>	<p>導等</p> <p>公募団体Eが以下の 取組を実施し、又は生 産者集団等の実施を支 援するのに要する経費</p> <p>(1) 新事業体を創出 するための企画検 討会議の開催</p> <p>(2) 新事業体創出に 向けて経営離脱農 家等の実態を把握 するための調査</p> <p>(3) 協業化に当たっ ての労務管理や経 営向上のためのセ ミナー等の実施</p> <p>(4) 事業の円滑な推 進を図るための指 導等</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 (ただし、経営コンサル等への委託費用 は、1/2以内)</p> <p>定額</p>
<p>3 後継牛 バンク推 進対策</p>	<p>公募団体Fが以下の 取り組みを実施するの に要する経費</p> <p>(1) 生産者集団等 が、後継牛バンク を推進するために 行う、元本となる 乳用種初妊牛の導 入の支援</p> <p>ただし、国及び 機構から、家畜の 導入、保留、増頭 に係るその他の補 助金の交付を受け ているものは、補 助対象から除くも のとする。</p>	<p>1/2以内 (ただし、乳用種初妊牛1頭 当たり275千円以内とする。)</p> <p>定額</p>

<p>4 広域的な乳用牛預託推進対策</p>	<p>(2) (1) の事業の円滑な推進</p> <p>公募団体Gが以下の取り組みを実施するのに要する経費</p> <p>(1) 乳用後継牛預託推進協議会がア及びイの取組を行う場合に、奨励金を交付</p> <p>ただし、国及び機構から、乳用牛の預託に係るその他の補助金の交付を受けているものは、補助対象から除くものとする。</p> <p>ア 預託農家への乳用後継牛の預託を推進する取組</p>	<p>第3の3の要件を満たす乳用後継牛1頭当たり8,000円以内</p> <p>ただし、第3の3の(3)のただし書きにより広域預託とみなした場合は、1頭当たり3,000円以内</p> <p>さらに、以下の取組を行った場合、奨励金を増額</p> <table border="1" data-bbox="783 1413 1331 1966"> <tr> <td data-bbox="783 1413 1161 1966"> <p>以下のうち、4種類以上のワクチンの接種等又は疾病検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器病混合ワクチン ・サルモネラ症ワクチン ・ダニ駆除 ・牛下痢混合ワクチン ・アカバネ病ワクチン ・ヘモフィルスワクチン ・クロストリジウムワクチン ・コロナウイルスワクチン </td> <td data-bbox="1161 1413 1331 1966"> <p>4種類以上：7,500円/頭以内</p> <p>8種類以上：15,000円/頭以内</p> </td> </tr> </table>	<p>以下のうち、4種類以上のワクチンの接種等又は疾病検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器病混合ワクチン ・サルモネラ症ワクチン ・ダニ駆除 ・牛下痢混合ワクチン ・アカバネ病ワクチン ・ヘモフィルスワクチン ・クロストリジウムワクチン ・コロナウイルスワクチン 	<p>4種類以上：7,500円/頭以内</p> <p>8種類以上：15,000円/頭以内</p>
<p>以下のうち、4種類以上のワクチンの接種等又は疾病検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器病混合ワクチン ・サルモネラ症ワクチン ・ダニ駆除 ・牛下痢混合ワクチン ・アカバネ病ワクチン ・ヘモフィルスワクチン ・クロストリジウムワクチン ・コロナウイルスワクチン 	<p>4種類以上：7,500円/頭以内</p> <p>8種類以上：15,000円/頭以内</p>			

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄生虫駆虫 ・ 牛ウイルス性下痢・粘膜炎検査 ・ 牛白血病検査 ・ ロタウイルス検査 ・ サルモネラ症検査 ・ ネオスポラ症検査 ・ マイコプラズマ病検査 ・ 寄生虫卵検査 <p>ただし、国及び機構から、ワクチンの接種等又は疾病検査に係るその他の補助金の交付を受けているものは、接種等又は検査種類数から除くものとする。</p>	
		<p>代謝プロファイルテスト</p> <p>ただし、国及び機構から、代謝プロファイルテストに係るその他の補助金の交付を受けているものは、補助対象から除くものとする。</p>	3,000 円／頭以内
		<p>第3の3の要件を満たす乳用後継牛1頭当たり 23,000 円以内</p> <p>ただし、第3の3の(3)のただし書きにより広域預託とみなした場合は、1頭当たり 3,000 円以内</p> <p>さらに、以下の取組を行った場合、奨励金を増額</p>	
		<p>遺伝子検査（預託開始時までに未検査の場合）</p> <p>ただし、国及び機構から、遺伝子検査に係るその他の補助金の交付を受けているものは、補助対象から除くものとする。</p>	9,000 円／頭以内
		<p>以下のうち、4種類以上の疾病検査</p>	8,000 円／頭以内

イ 預託した乳用後継牛の元の酪農経営体への返還を推進する取組

		<ul style="list-style-type: none"> ・牛ウイルス性下痢・粘膜炎検査 ・牛白血病検査 ・ロタウイルス検査 ・サルモネラ症検査 ・ネオスポラ症検査 ・マイコプラズマ病検査 ・寄生虫卵検査 <p>ただし、国及び機構から、疾病検査に係るその他の補助金の交付を受けているものは、検査種類数から除くものとする。</p>	
		<p>代謝プロファイルテスト</p> <p>ただし、国及び機構から、代謝プロファイルテストに係るその他の補助金の交付を受けているものは、補助対象から除くものとする。</p>	<p>3,000 円／頭以内</p>
	<p>(2)(1)の事業の円滑な推進</p>	<p>定 額</p>	

別紙様式第1号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）を
下記のとおり実施したいので、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第7の
1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添え
て申請します。

記

（注）申請書の記の記載は、事業実施主体ごとに次に掲げる様式とする。

- 様式1-1 公募団体Eが実施する事業
- 様式1-2 公募団体Fが実施する事業
- 様式1-3 公募団体Gが実施する事業

様式1-1 (公募団体Eが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 担い手確保推進対策 (1) 担い手確保を推進するための企画検討会議の開催 (2) 新規就農希望者と経営離脱農家等のマッチング促進等のための情報発信 (3) 酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催 (4) 新規就農希望者等を対象とした研修施設の運営 ア 経営離脱農家等の施設を活用する場合に要する補改修に係る資材の購入 イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定 ウ 農業技術・経営ノウハウを習得する研修会の実施 エ 新規就農希望者等の就農を支援するための税務指導等				

(5) 事業の円滑な推進を図るための指導等				
2 新事業体創出支援対策				
(1) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催				
(2) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査				
(3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施				
(4) 事業の円滑な推進を図るための指導等				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を () 書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

様式1-1の別紙

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画

1 担い手確保推進対策

(1) 担い手確保を推進するための企画検討会議の開催

(単位：円)

時期	内容	参集範囲	事業費	積算基礎	備考
合計					

(2) 新規就農希望者と経営離脱農家等のマッチング促進等のための情報発信

(単位：円)

時期	項目	内容	事業費	積算基礎	備考
合計					

(3) 酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催

(単位：円)

時期	内容	参集範囲	事業費	積算基礎	備考
合計					

(4) 新規就農希望者等を対象とした研修施設の運営

ア 経営離脱農家等の施設を活用する場合に要する補改修に係る資材の購入

生産者集団等	時期	酪農経営体名 (利用者)	補改修面積 (m ²)	面積単価 (円/m ²)	使用資材	事業費 (円)	負担区分	
							補助金 (円)	その他 (円)
合計								

イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定

(単位：円)

時期	内容	対象者	事業費	積算基礎	備考
合計					

ウ 農業技術・経営ノウハウを習得する研修会の実施

(単位：円)

時期	項目	内容	配布先	事業費	積算基礎	備考
合計						

エ 新規就農希望者等の就農を支援するための税務指導等

(単位：円)

時期	内容	対象者	事業費	負担区分	積算基礎	備考

				補助金	その他		
合計							

(5) 事業の円滑な推進を図るための指導等

(単位：円)

項目	内容	事業費	積算基礎	備考
合計				

2 新事業体創出支援対策

(1) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催

(単位：円)

時期	内容	参集範囲	事業費	積算基礎	備考
合計					

(2) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査

(単位：円)

時期	項目	内容	対象者	事業費	積算基礎	備考
合計						

(3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施

(単位：円)

時期	内容	参集範囲	負担区分		積算基礎	備考
			補助金	その他		
合計						

(4) 事業の円滑な推進を図るための指導等

(単位：円)

項目	内容	事業費	積算基礎	備考
合計				

様式1-2 (公募団体Fが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画」
のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		機構補助金 ②	その他 ③	
1 後継牛バンクを推進する ための、元本となる乳 用種初妊牛の導入				
2 事業の推進				
合計				

(注) 事業の一部を他に委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 生産者集団等の事業実施規程

様式1-2の別紙1

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画

1 後継牛バンクを推進するための、元本となる乳用種初妊牛の導入

(単位：戸、頭、円)

生産者 集団等名	事業参加 酪農家数	導入時期	導入頭数	事業費	負担区分		備考
					補助金	その他	
合計							

2 事業の推進

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
合計					

様式1-2の別紙2

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
後継牛バンク推進計画

1 生産者集団等名：

2 後継牛の生産計画

- (1) 年度乳用種初妊牛導入頭数：
- (2) 年度乳用種初妊牛調達先：
- (3) 年度乳用種初妊牛導入時期：
- (4) 乳用種初妊牛の繁殖・分娩計画

	1年目	2年目	3年目	4年目
年度乳用種初妊牛飼養計画				
乳用種初妊牛の繁殖・分娩計画				

3 供出された子牛の育成計画

(1) 月齢ごとの飼養計画

月齢					
飼養場所					
給餌計画					

(2) 飼養場所の詳細

飼養地名				
収容可能頭数				
機械施設等				
従業員数				
飼料面積				

(注) 公共牧場等で飼養する場合、牧場ごとに記載すること。

様式1-3 (公募団体Gが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		機構補助金 ②	その他 ③	
1 広域的な乳用牛預託推進対策 (1) 預託農家への乳用後継牛の預託を推進する取組 (2) 預託した乳用後継牛の元の酪農経営体への返還を推進する取組				
2 事業の推進				
合計				

(注) 事業の一部を他に委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

様式 1 - 3 の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
実施計画

1 広域的な乳用牛預託推進対策

(1) 預託農家への乳用後継牛の預託を推進

協議会名	区分	単価	頭数	計
	預託農家への乳用後継牛の預託を推進 ワクチンの接種等又は疾病検査 代謝プロファイルテスト 小計	円	頭	円
	預託農家への乳用後継牛の預託を推進 ワクチンの接種等又は疾病検査 代謝プロファイルテスト 小計	円	頭	円
合計	預託農家への乳用後継牛の預託を推進 ワクチンの接種等又は疾病検査 代謝プロファイルテスト	円	頭	円
合計				

(2) 預託した乳用後継牛の元の酪農経営体への返還を推進

協議会名	区分	単価	頭数	計
	預託した乳用後継牛の元の酪農経営	円	頭	円

	体への返還を推進 遺伝子検査 疾病検査 代謝プロファイルテスト 小計			
	預託した乳用後継牛の元の酪農経営 体への返還を推進 遺伝子検査 疾病検査 代謝プロファイルテスト 小計	円	頭	円
合計	預託した乳用後継牛の元の酪農経営 体への返還を推進 遺伝子検査 疾病検査 代謝プロファイルテスト	円	頭	円
合計				

2 事業の推進

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
合計					

別紙様式第2号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）の実施について、下記
のとおり変更したいので承認されたく、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5
の第7の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由及び内容

(注) 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変
更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）について、下記のと
おり金 円を概算払により交付されたく、酪農経営支援総合対策事業実施
要綱別添5の第7の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで予 定出来高 (④+ ⑤)/②	残額 ②- ④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況
が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）について、下記のと
おり実施したので、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第7の4の規定に
基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

（注）申請書の記の記載は、事業実施主体ごとに次に掲げる様式とする。

- 様式4-1 公募団体Eが実施する事業
- 様式4-2 公募団体Fが実施する事業
- 様式4-3 公募団体Gが実施する事業

様式 4-1 (公募団体 E が実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績」のとおり

(注) 別紙様式第 1 号の様式 1-1 の別紙に準じて作成すること

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額	備考
	事業費	機構補 助金	事業費	機構補 助金			
1 担い手確保推進 対策 (1) 担い手確保を 推進するための 企画検討会議の 開催 (2) 新規就農希望 者と経営離脱農 家等のマッチン グ促進等のため の情報発信 (3) 酪農の魅力を 発信するための 資料、ウェブサ イト等の製作及 び交流会、セミ ナー等の開催 (4) 研修施設の運 営 ア 経営離脱農 家等の施設を							

<p>活用する場合 に要する補改 修に係る資材 の購入</p> <p>イ 農業技術・ 経営ノウハウ を指導する指 導者の認定</p> <p>ウ 農業技術・ 経営ノウハウ を習得する研 修会の実施</p> <p>エ 新規就農希 望者等の就農 を支援するた めの税務指導 等</p> <p>(5) 事業の円滑な 推進を図るた めの指導等</p> <p>2 新事業体創出支 援対策</p> <p>(1) 新事業体を創 出するための企 画検討会議の開 催</p> <p>(2) 新事業体創出 に向けて経営離 脱農家等の実態 を把握するた めの調査</p> <p>(3) 協業化に当た っての労務管理 や経営向上のた めのセミナー等</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

の実施 (4) 事業の円滑な 推進を図るため の指導等							
合計							

(注) 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を () 書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

5 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

様式4-2 (公募団体Fが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業)実績」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額	備考
	事業費	機構補 助金	事業費	機構補 助金			
1 後継牛バンクを 推進するための、 元本となる乳用種 初妊牛の導入							
2 事業の推進							
合計							

(注) 事業の一部を他に委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

5 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

6 添付書類

乳用種初妊牛管理台帳 (写)

様式4-2の別添

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績

1 後継牛バンクを推進するための、元本となる乳用種初妊牛の導入

(単位：戸、頭、円)

生産者 集団等名	事業参加 酪農家数	導入時期	導入頭数	事業費	負担区分		備考
					補助金	その他	
合計							

2 事業の推進

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
合計					

様式4-3 (公募団体Gが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額	備考
	事業費	機構補 助金	事業費	機構補 助金			
1 広域的な乳用牛預託推進対策 (1) 預託農家への乳用後継牛の預託を推進する取組 (2) 預託した乳用後継牛の元の酪農経営体への返還を推進する取組							
2 事業の推進							
合計							

(注) 事業の一部を他に委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を () 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

5 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

様式4-3の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
実績

1 広域的な乳用牛預託推進対策

(1) 預託農家への乳用後継牛の預託を推進

協議会名	区分	単価	頭数	計
	預託農家への乳用後継牛の預託を推進 ワクチンの接種等又は疾病検査 代謝プロファイルテスト 小計	円	頭	円
	預託農家への乳用後継牛の預託を推進 ワクチンの接種等又は疾病検査 代謝プロファイルテスト 小計	円	頭	円
合計	預託農家への乳用後継牛の預託を推進 ワクチンの接種等又は疾病検査 代謝プロファイルテスト	円	頭	円

合計				

(2) 預託した乳用後継牛の元の酪農経営体への返還を推進

協議会名	区分	単価	頭数	計
	預託した乳用後継牛の元の酪農経営 体への返還を推進 遺伝子検査 疾病検査 代謝プロファイルテスト 小計	円	頭	円
	預託した乳用後継牛の元の酪農経営 体への返還を推進 遺伝子検査 疾病検査 代謝プロファイルテスト 小計	円	頭	円
合計	預託した乳用後継牛の元の酪農経営 体への返還を推進 遺伝子検査 疾病検査 代謝プロファイルテスト	円	頭	円

合計				

2 事業の推進

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
合計					

別紙様式第5号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度における酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）について、下記のとおり実施したので、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第7の5の（2）の規定に基づきその運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）
- 2 運営状況
別添「乳用種初妊牛管理台帳」のとおり

（注）生産者集団等から提出があった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）運営状況報告書の「乳用種初妊牛管理台帳」を添付すること。

別紙様式第6号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金について、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙 広域的な乳用牛預託推進対策に係る計画等について

1 乳用後継牛預託推進計画の承認

- (1) 広域的な乳用牛預託推進対策に参加しようとする乳用後継牛預託推進協議会は、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第2の4の取組内容及び第3の3の(1)のウの頭数等を記載した、酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画を策定し、公募団体Gが別に定める期日までに、別紙1-1の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画承認申請書を提出し、公募団体Gの承認を受けるものとする。
- (2) 公募団体Gは、(1)の計画を承認するに当たっては、以下の算出式に基づいて評価点を算出し、その点数が高い者から優先順位を決定するものとする。
計画預託頭数×(1+計画預託頭数/実績預託頭数)×別紙別表に定める係数
- (3) 公募団体Gは(2)の優先順位に基づき奨励金の交付上限額を決定し、(1)の承認と併せて乳用後継牛預託推進協議会に通知するものとする。

2 乳用後継牛預託推進計画の変更

- (1) 1の(1)により承認を受けた乳用後継牛預託推進計画について、次に掲げる変更をしようとする乳用後継牛預託推進協議会は、あらかじめ別紙1-2の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画変更承認申請書を公募団体Gに提出し、その承認を受けるものとする。ただし、ウは公募団体Gから通知のあった場合のみ申請できるものとする。
 - ア 計画の中止又は廃止
 - イ 計画の30%を超える預託頭数の減
 - ウ 奨励金の交付上限額の増
- (2) 1の(1)により承認を受けた乳用後継牛預託推進計画について、次に掲げる変更が生じた乳用後継牛預託推進協議会は、速やかに別紙1-3の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画変更届を公募団体Gに提出するものとする。
 - ア 預託農家又は酪農経営体の追加及び削除
 - イ 預託農家又は酪農経営体の飼養地の追加及び削除

3 乳用後継牛預託推進計画の進捗状況報告

公募団体Gは、事業の進捗状況を把握する必要があると認めた場合は、乳用後継牛預託推進協議会に対し、計画の進捗の報告を求めることができるものとし、乳用後継牛預託推進協議会は、公募団体Gが別に定める期日までに、別紙1-4の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預

託進捗報告書を提出するものとする。

4 乳用後継牛預託推進計画の実績報告

- (1) 乳用後継牛預託推進協議会は、1の計画（2による変更があった場合は、その変更後のもの）に基づく取組を実施した場合は、公募団体Gが別に定める期日までに、別紙1－5の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託実績報告書を公募団体Gに提出するものとする。
- (2) 公募団体Gは（1）の実績に基づき奨励金を交付するものとする。

別紙別表

区分	項目	値
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1)主たる経営者が45歳未満であること (2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者を確保していること	1.1
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組を実施していること	1.05
2 省力化の取組	① 省力化機器の導入等、労働力負担軽減への取組を実施していること	1.1
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	1.05
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	1.05
	③ 地震・台風等により被災した経営	1.1
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	1.05
	⑤ 乳用牛群検定全国協議会が定める実施方法及び基準による乳用牛群検定を実施している経営	1.1
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	1.05
	⑦ 乳用後継牛預託推進協議会の構成員の中で、JGAP家畜・畜産物の認証農場又はGAPチャレンジシステムの確認済み農場がある場合	1.05
	⑧ 乳用後継牛預託推進協議会の中で、農場HACCP推進農場として指定されている経営がある場合	1.05
	⑨ その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に認めた取組に参加する経営	1.1

(注1) 3の⑦及び⑧以外の項目は、協議会を構成する酪農経営体及び預託農家の2分の1以上が各項目に該当する場合に適用する。

(注2) 複数該当する場合、該当する全ての項目の値を掛けることができるものとする。

別紙 1 - 1

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画承認申請書

公募団体Gの長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：広域的な乳用牛預託推進対策）に参加したいので、酪農経営支援総合対策事業別添5の第4の2の（2）の規定に基づき、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画を添えて申請します。

別紙 1 - 1 の別添

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

1 預託計画総括表

区分	単価	頭数	計
	円	頭	円
1 預託農家への乳用後継牛の預託を推進 ワクチンの接種等又は疾病検査 代謝プロファイルテスト			
2 預託した乳用後継牛の元の酪農経営体への返還を推進 遺伝子検査 疾病検査 代謝プロファイルテスト			
合計	—	—	

(注) 頭数は酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第3の3の要件を満たす乳用後継牛の頭数について記載すること。

2 預託実績

年度	〇〇年度 ①	〇〇年度 ②	〇〇年度 ③	平均 (①+②+③)/3	〇〇年度 (計画)
預託頭数	頭	頭	頭	頭	頭
返還頭数					
合計					

(注) 預託頭数及び返還頭数は当該年度に、乳用後継牛預託推進協議会を構成する預託農家が、同酪農経営体から預託を受けた乳用牛又は乳用後継牛の頭数及び同酪農経営体に返還した乳用牛又は乳用後継牛の頭数について記入すること。

3 預託農家一覧

預託農家名	都道府県	飼養地 (管理者等コード番号)	受入可能頭数	受入予定頭数

(注1)飼養地(管理者等コード番号)の欄には牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)に係る管理者のコード番号を記載すること。

(注2)1者の預託農家で飼養地が2か所以上の場合には別段にし、すべて記入すること。

4 酪農経営体一覧

酪農経営体名	都道府県	飼養地 (管理者等コード番号)	預託予定頭数

(注1)飼養地(管理者等コード番号)の欄には牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る管理者のコード番号を記載すること。

(注2)1者の酪農経営体で飼養地が2か所以上の場合には別段にし、すべて記入すること。

5 預託農家及び酪農経営体の取組状況

区分	項目	取組 経営体数
1 後継者	① 今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1)主たる経営者が45歳未満であること (2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者を確保していること	
	② ①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組を実施していること	
2 省力化の取組	① 省力化機器の導入等、労働力負担軽減への取組を実施していること	
3 その他	① 地震・台風等の災害等に備えた、地域における	

区分	項目	取組 経営体数
	互助協定に参加する経営	
	② 酪農従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	
	③ 地震・台風等により被災した経営	
	④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	
	⑤ 乳用牛群検定全国協議会が定める実施方法及び基準による乳用牛群検定を実施している経営	
	⑥ 供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	
	⑦ 乳用後継牛預託推進協議会の構成員の中で、JGAP家畜・畜産物の認証農場又はGAPチャレンジシステムの確認済み農場がある場合	
	⑧ 乳用後継牛預託推進協議会の中で、農場HACCP推進農場として指定されている経営がある場合	
	⑨ その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に認めた取組に参加する経営	

6 添付書類

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿
- (3) 5の取り組みを行っていることを証する書類
- (4) 預託農家及び酪農経営体の独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程（平成21年10月28日付け21独家セ第1121号）第4条第3号に基づく公募団体Gを利用者とする同意書
- (5) 酪農経営体及び預託農家の契約書の写し（基本契約等に基づき預託又は買戻を前提とした売買をする場合）

(注) 前年度までに広域的な乳用牛預託推進対策に参加した乳用後継牛預託推進協議会の酪農経営体及び預託農家であって、公募団体Gに提出した内容に変更が無い場合、(4)及び(5)の添付を省略することができる。

別紙1－2

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画変更承認申請書

公募団体Gの長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

(注)別紙1－1に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙 1 - 3

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画変更届

公募団体Gの長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画について下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

1 追加又は削除となった預託農家一覧

預託農家名	都道府県	飼養地 (管理者等コード番号)	受入可能 頭数	受入予定 頭数	追加・削除の別

(注1)飼養地(管理者等コード番号)の欄には牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に係る管理者のコード番号を記載すること。

(注2)1者の預託農家で飼養地が2か所以上の場合は別段にし、すべて記入すること。

2 追加又は削除となった酪農経営体一覧

酪農経営体名	都道府県	飼養地 (管理者等コード番号)	預託予定 頭数	追加・削除 の別

(注1)飼養地(管理者等コード番号)の欄には牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る管理者のコード番号を記載すること。

(注2) 1者の酪農経営体で飼養地が2か所以上の場合は別段にし、すべて記入すること。

3 預託農家の飼養地の追加又は削除

預託農家名	都道府県	飼養地 (管理者等コード番号)	受入可能 頭数	受入予定 頭数	追加・削除の別

(注) 飼養地(管理者等コード番号)の欄には牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る管理者のコード番号を記載すること。

4 酪農経営体の飼養地の追加又は削除

酪農経営体名	都道府県	飼養地 (管理者等コード番号)	預託予定 頭数	追加・削除 の別

(注) 飼養地(管理者等コード番号)の欄には牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る管理者のコード番号を記載すること。

5 添付書類

- (1) 構成員名簿(変更がある場合)
- (2) 追加となった預託農家及び酪農経営体の独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程(平成21年10月28日付け21独家セ第1121号)第4条第3号に基づく公募団体Gを利用者とする同意書
- (3) 追加となった酪農経営体及び預託農家の契約書の写し(基本契約等に基づき預託又は買戻を前提とした売買をする場合)

別紙1—4

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託進捗報告書

公募団体Gの長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画について、下記のとおり進捗を報告します。

記

1 預託状況総括表（〇月～〇月実績）

区分	単価	頭数	計
	円	頭	円
1 預託農家への乳用後継牛の預託を推進 ワクチンの接種等又は疾病検査 代謝プロファイルテスト			
2 預託した乳用後継牛の元の酪農経営体への返還を推進 遺伝子検査 疾病検査 代謝プロファイルテスト			
合計	—	—	

2 預託実績及び計画

	過去3年 平均 ①	〇月～〇 月実績 ②	〇月～〇月 計画 ③	〇〇年度 実績見込 (②+③) ④	予定増加率 (④-①) / ① ×100

	頭	頭	頭	頭	%
預託頭数 返還頭数					
合計					

3 添付書類

- (1) 乳用後継牛の管理台帳の写し
- (2) 酪農経営体及び預託農家の契約書の写し（乳用後継牛ごとに預託又は買戻を前提とした売買の契約等をした場合）
- (3) ワクチン接種等、疾病検査、代謝プロファイルテスト、遺伝子検査を行ったことが分かる資料

別紙 1 - 5

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託実績報告書

公募団体Gの長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画について、下記のとおり実績を報告します。

併せて、奨励金 円の交付を請求します。

記

1 預託実績総括表

区分	単価	頭数	計
	円	頭	円
1 預託農家への乳用後継牛の預託を推進 ワクチンの接種等又は疾病検査 代謝プロファイルテスト			
2 預託した乳用後継牛の元の酪農経営体への返還を推進 遺伝子検査 疾病検査 代謝プロファイルテスト			
合計	—	—	

2 預託実績

	過去3年平均 ①	〇〇年度実績 ②	増加率 (②-①) / ① × 100
	頭	頭	%

預託頭数			
返還頭数			
合計			

3 振込先金融機関等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

4 添付書類（別紙1—4で提出している場合は省略可。）

- (1) 乳用後継牛の管理台帳の写し
- (2) 酪農経営体及び預託農家の契約書の写し（乳用後継牛ごとに預託又は買戻を前提とした売買の契約等をした場合）
- (2) ワクチン接種等、疾病検査、代謝プロファイルテスト、遺伝子検査を行ったことが分かる資料